

令和4年度

山形市公設地方卸売市場取引委員会

日 時：令和4年10月17日（月）

午前11時00分から

会 場：市場管理棟 4階会議室

次 第

1 開 会

2 開設者あいさつ

3 委員長あいさつ

4 議事録署名委員の指名（2名）

5 審 議

（1）令和5年における臨時休開市日の設定について

（2）その他

6 そ の 他

7 閉 会

令和4年度 山形市公設地方卸売市場取引委員会 出席者名簿

No.	区分	推薦団体	役職名	氏名	部会	備考
1	学識経験者	山形大学 人文社会科学部	教授	◎西岡 正樹		
2	関係行政機関	山形県農林水産部 農政企画課	美味しい山形流通販売推進室長	相澤 薫		
3	流通部門	山形丸果中央青果株式会社	代表取締役社長	○ニノ戸 長作	●青果	
4		株式会社山形丸魚	代表取締役社長	鈴木 徹郎	●水産	
5		株式会社山形丸水	代表取締役社長	相澤 啓一	水産	
6		山形市中央青果卸売協同組合	代表理事	鈴木 誠一	青果	
7		山形市水産物卸協同組合	代表理事	有海 広吉	水産	
8		山形青果商業協同組合	理事長	長岡 孝直	青果	
9		山形青果小売商業協同組合	代表理事	渡邊 芳弘	青果	
10		山形魚商協同組合	理事長	丸子 善弘	水産	
11		山形市公設地方卸売市場関連事業者協会	会長	石山 秀雄		
12		生産者部門	山形丸果園芸連	会長	中野 信吾	青果
13	全国農業協同組合連合会 山形県本部		園芸部長	鈴木 雅昭		
14	山形農業協同組合		代表理事専務	栗原 秀行		

任期：令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

順序：構成部門順（敬称略）

氏名欄の ◎印は 委員長、○印は 副委員長 を表す。

部会欄の ●印は 部会長 を表す。

《事務局》

組 織	役 職 名	氏 名
山形市農林部 地方卸売市場管理事務所	所長	伊藤 浩悦
山形市農林部 地方卸売市場管理事務所	市場管理総括主幹(兼)副所長	清野 一男
山形市農林部 地方卸売市場管理事務所	副所長(兼)業務係長	相田 正勝
山形市農林部 地方卸売市場管理事務所	業務係主幹	板垣 賢

令和5年における臨時休開市日の設定について（案）

1 設定方針

東京都中央卸売市場の臨時休開市日を基本とし、原則として、祝日のある週においては日曜日及び祝日を、祝日のない週においては日曜日及び水曜日を休市とする。

また、【青果物】・【水産物】の休開市日が、可能なところで同一日となるよう、調整を図る。

2 臨時休市日の設定

【青果物】

同一週に祝日がある1月11日（水）を休市とする。

6月21日（水）、6月28日（水）を休市としない。（サクランボ出荷が多い時期）

12月30日（土）を休市としない。

それ以外は、東京都中央卸売市場と同じ臨時休市日とする。

【水産物】

同一週に祝日がある1月11日（水）、2月8日（水）、4月26日（水）を休市とする。

それ以外は、東京都中央卸売市場と同じ臨時休市日とする。

3 臨時開市日の設定

【青果物】

8月11日（金）、11月3日（金）を開市とする。（東京都中央卸売市場と同じ）

【水産物】

5月5日（金）、8月11日（金）、11月3日（金）を開市とする。（東京都中央卸売市場と同じ）

4 年間の開市日数 及び 臨時休開市の日数

【青果物】 開市日数 254 日（休市日数 111 日） 臨時休市日数 42 日 臨時開市日数 2 日

【水産物】 開市日数 253 日（休市日数 112 日） 臨時休市日数 44 日 臨時開市日数 3 日

※青果物のみの開市日は、6月21日（水）、6月28日（水）の2日（サクランボの時期）。

水産物のみの開市日は、5月5日（金）の1日。

＜ 直近3年間の状況 ＞

令和 4年

【青果物】 開市日数 255 日（休市日数 110 日） 臨時休市日数 43 日 臨時開市日数 4 日

【水産物】 開市日数 254 日（休市日数 111 日） 臨時休市日数 44 日 臨時開市日数 4 日

令和 3年

【青果物】 開市日数 253 日（休市日数 112 日） 臨時休市日数 45 日 臨時開市日数 4 日

【水産物】 開市日数 256 日（休市日数 109 日） 臨時休市日数 42 日 臨時開市日数 4 日

令和 2年

【青果物】 開市日数 254 日（休市日数 112 日） 臨時休市日数 45 日 臨時開市日数 3 日

【水産物】 開市日数 257 日（休市日数 109 日） 臨時休市日数 42 日 臨時開市日数 3 日

東京都の令和5年における休開市日の設定について

【青果物】

1 開市日数 252日 (休市日数 113日)

- (1) 原則として従来どおり、祝日のある週においては日曜日及び祝日を、祝日のない週においては日曜日及び水曜日を休市とする。
- (2) 年始は1月1日から4日まで休市で、1月5日(水)から開市。
- (3) 2月8日(水)、4月26日(水)の同一週の土曜祝日がある水曜日も休市とする。(青果物のみ)
- (4) ゴールデンウィークは、5月3日(水)から5日(金)の3日間休市。
- (5) 8月11日(金)、11月3日(金)の金曜祝日を開市とし、同一週の8月9日(水)、11月1日(水)を休市とする。
- (6) お盆は、8月14日(月)、15日(火)は休市、8月16日(水)は開市。
- (7) 年末は、12月27日(水)は開市、12月30日(土)休市(青果物のみ)。

【水産物】

1 開市日数 256日 (休市日数 109日)

- (1) 原則として従来どおり、祝日のある週においては日曜日及び祝日を、祝日のない週においては日曜日及び水曜日を休市とする。
- (2) 年始は1月1日から4日まで休市で、1月5日(水)から開市。
- (3) ゴールデンウィークは、5月3日(水)、4日(木)は休市、5日(金)開市(水産物のみ)。
- (4) 8月11日(金)、11月3日(金)の金曜祝日を開市とし、同一週の8月9日(水)、11月1日(水)を休市とする。(青果物で行っている金曜祝日開市を水産物でも行う。)
- (5) お盆は、8月14日(月)、15日(火)は休市、8月16日(水)は開市。
- (6) 年末は、12月27日(水)は開市。

※ 水産物のみ開市日が4日、発生することになります。

(参考資料) 令和5年 臨時休開市日一覧表

			山形市公設地方卸売市場(案)			東京都中央卸売市場	
月	日	曜日	青果物	水産物	備 考	青果物	水産物
1	9	月					
	11	水	●	●	青果物・水産物 休市		
	18	水	●	●		●	●
	25	水	●	●		●	●
2	1	水	●	●		●	●
	8	水	●	●	水産物も休市	●	
	11	土					
	15	水	●	●		●	●
3	1	水	●	●		●	●
	8	水	●	●		●	●
	15	水	●	●		●	●
	29	水	●	●		●	●
4	5	水	●	●		●	●
	12	水	●	●		●	●
	19	水	●	●		●	●
	26	水	●	●	水産物も休市	●	
5	29	土					
	5	金		○	水産物のみ開市		○
	10	水	●	●		●	●
	17	水	●	●		●	●
	24	水	●	●		●	●
6	31	水	●	●		●	●
	7	水	●	●		●	●
	14	水	●	●		●	●
	21	水		●	青果物 休市としない	●	●
7	28	水		●	青果物 休市としない	●	●
	5	水	●	●		●	●
	12	水	●	●		●	●
	26	水	●	●		●	●
8	2	水	●	●		●	●
	9	水	●	●		●	●
	11	金	○	○		○	○
	14	月	●	●		●	●
	15	火	●	●		●	●
	23	水	●	●		●	●
	30	水	●	●		●	●
9	6	水	●	●		●	●
	13	水	●	●		●	●
	27	水	●	●		●	●
10	4	水	●	●		●	●
	18	水	●	●		●	●
	25	水	●	●		●	●
11	1	水	●	●		●	●
	3	金	○	○		○	○
	8	水	●	●		●	●
	15	水	●	●		●	●
12	29	水	●	●		●	●
	6	水	●	●		●	●
	13	水	●	●		●	●
	20	水	●	●		●	●
	27	水					
30	土			青果物 休市としない	●		
年間開市日数			254	253		252	256
年間休市日数			111	112		113	109
臨時休市日数			42	44		44	41
臨時開市日数			2	3		2	3

● 臨時休市日

○ 臨時開市日

令和5年 山形市公設地方卸売市場 臨時休開市日（案）

1 月 19日						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5 初せり	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2 月 19日						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3 月 22日						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

4 月 20日						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5 月 21日(青果20・水産21)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6 月 24日(青果24・水産22)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

7 月 22日						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

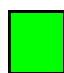
8 月 21日						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

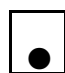
9 月 21日						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30


10 月 22日						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11 月 21日						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12 月 23日						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

 日曜祝日等条例による休市日
 青果物 69日
 水産物 68日
 ※青果物のみ休市1日(5/5)

 臨時休市日
 青果物 42日
 水産物 44日
 ※水産物のみ休市2日(6/21,6/28)

 臨時開市日
 青果物 2日
 水産物 3日
 ※水産物のみ開市1日(5/5)

* 開市日数 255日 (内252日:青果物・水産物 共に開市 内2日:青果物のみ 内1日:水産物のみ)
 青果物 254日 (内2日:青果物のみ開市=6/21(水)、6/28(水) 年間休市日数111日)
 水産物 253日 (内1日:水産物のみ開市=5/5(祝) 年間休市日数112日)

令和5年 山形市公設地方卸売市場 臨時休開市日【青果物】（案）

1 月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

※11日 休市とする

4 月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

2 月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

5 月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

※5日 青果のみ休市

3 月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6 月 (24日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

※21,28日 休市としない(青果のみ)

7 月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8 月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9 月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10 月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11 月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12 月 (23日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

※30日 開市とする

日曜祝日等条例による休市日
青果物 69日

臨時休市日
青果物 42日

臨時開市日
青果物 2日

* 開市日数 青果物 254日
(休市日数 111日)

同一週に祝日がある1月11日(水)を休市とする。
6月21日(水)、6月28日(水)を休市としない。
12月30日(土)を休市としない。
さくらんぼのみ開市日を、6月4、7、11、14、18、25、7月2、5、9日の9日間とする。実際には作況等を勘案し、柔軟に対応する。

令和5年 山形市公設地方卸売市場 臨時休開市日【水産物】（案）

1 月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
				初せり		
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

※11日 休市とする

2 月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

※8日 休市とする

3 月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

4 月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

※26日 休市とする

5 月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

※5日 水産のみ開市

6 月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

※21,28日 水産のみ休市

7 月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8 月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9 月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10 月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11 月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12 月 (23日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

日曜日等条例による休市日
水産物 68日

臨時休市日
水産物 44日

臨時開市日
水産物 3日

* 開市日数 水産物 253日
(休市日数 112日)

同一週に祝日がある1月11日(水)、2月8日(水)、4月26日(水)を休市とする。
5月5日(祝)は、水産物のみ開市。
6月21日(水)、6月28日(水)は、水産物のみ休市。

山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則（抜粋）

（開場の期日）

第3条 市場は、次に掲げる日（以下「休日」という。）を除き、毎日開場するものとする。

- (1) 日曜日（1月5日及び12月27日から同月30日までの日曜日を除く。）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月31日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、出荷者及び消費者の利益を確保するために特に必要と認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

3 市長は、前項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしようとするときは、取扱品目に係る生産及び出荷の事情、小売商業者の貯蔵及び販売の能力、消費者の食習慣及び購買慣習等を十分考慮するものとする。

取引委員会にかかる関係条例等

○山形市公設地方卸売市場業務条例

(市場取引委員会の設置)

第23条 市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、山形市公設地方卸売市場取引委員会（以下「取引委員会」という。）を置く。

2 取引委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 開場の期日及び時間
- (2) 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法に関する事項
- (3) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法に関する事項
- (4) 卸売の業務を行う者に関する事項
- (5) 前号に掲げるもののほか、取引参加者等関係事業者に関する事項

3 取引委員会は、委員15人以内をもって組織する。

4 取引委員会の委員（以下この条において「委員」という。）は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 取引委員会は、市場の売買取引に関する事項の調査及び検討を行うため、専門部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、取引委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則

(委員長及び副委員長の選任)

第62条 山形市公設地方卸売市場取引委員会（以下「取引委員会」という。）に委員長及び副委員長を置き、取引委員会の委員（以下「委員」という。）の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、取引委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第63条 取引委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 取引委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前項の規定にかかわらず、取引委員会は、条例第23条第7項の専門部会（以下「部会」という。）における調査及び検討の結果をもって、取引委員会の議決とすることができる。

5 委員は、委員長に対し、会議の開催を求めることができる。この場合、その理由等を記した書面、これに係る資料等を委員長に提出しなければならない。

6 委員長は、前項の規定により会議の開催を求められた場合において、必要と認めるときは、会議を招集するものとする。

(部会)

第64条 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査及び検討の経過及び結果を取引委員会に報告しなければならない。

4 前条第1項から第3項までの規定は、部会について準用する。

(資料提出の要求等)

第65条 取引委員会は、必要と認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めてその意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第66条 この章に定めるもののほか、取引委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が取引委員会に諮って定める。